

あなたの税が支えます～市町村税徴収強化月間2009冬～

全県下一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、11～12月を「市町村税徴収強化月間」として、栃木県との協働により、全県下一斉の徴収の強化に取り組みます。

三位一体改革と税源移譲

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと、下野市の歳入は少なくなってしまう。（住民税が増えた分、所得税は減っています。）

このことは、下野市の予算に占める市税の割合が、大きくなったことを意味しています。税収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすことになります。

一人ひとりが下野市を支える

これからは、市民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うことになります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの市を支えていくことになるのです。

自主的な納付

下野市は、自主的な納税を期待しています。しかし、期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分（差押・公売など）をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索、自動車差押のためのタイヤロック（写真）をすることもあります。滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。



下野市では税収確保に向け、次のような取組みを行っています

納税相談：市税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告：納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査：滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社等に対し調査を行います。

給与調査：滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分：不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付がない場合、差押財産の公売・取立を行います。

問い合わせ先

税務課 収納グループ ☎40-5554

納税は、安全・便利な口座振替で

市税等の口座振替納付は、手数料が不要で、納税に出向く必要や納め忘れの心配がありません。安全・便利・確実な、口座振替をぜひご利用ください。

口座振替ができる税金等	個人市県民税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税
	国民健康保険税（普通徴収） 介護保険料（普通徴収） 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
取扱い金融機関	足利銀行 栃木銀行 ゆうちょ銀行 足利小山信用金庫 宇都宮農業協同組合 小山農業協同組合 三井住友銀行（※）
	※三井住友銀行のみ介護保険料、後期高齢者医療保険料の口座振替はお取り扱いしておりません。

上記の取扱い金融機関の窓口で、預・貯金通帳とその通帳の届出印を持参のうえ、「下野市税等口座振替依頼書」（市内の金融機関に窓口備付）に必要事項を記入、押印してお申し込みください。

※市外の金融機関窓口でお申込みされるときは「下野市税等口座振替依頼書」を持参する必要がありますので、税務課へご連絡いただければ、用紙を送付します。

【ご注意】

- ・納期限の過ぎた市税等は口座振替の取扱いができません。
- ・申込された市税等の税目については、翌年度以降も口座振替となります。
- ・残高不足等により振替できない場合、税務課から送付される納付書で自主納付をしていただくことになります。

問い合わせ先

税務課 収納グループ ☎40-5554